

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金申請時チェックリスト

チェック

確認項目

・下記の対象事業者です。

- 東近江市商工会会員事業所・東近江市商工会地域で事業を行い、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業基本法に定められた中小企業

・対象内容は下記のいずれかに該当しています(※補助対象外経費に該当しないかチラシをご確認ください)。

(1)消費喚起対策

・原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を回復させるための取組

取組事業例：消費喚起を目的とした新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング費、セールを実施する際の装飾経費、その他実施に対する直接経費等

(2)原油価格高騰対策

・原油価格の高騰・乱高下が、コロナ禍からの経済回復や事業への悪影響を防ぐ観点とした取組み

取組事業例：国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費、再生可能エネルギー導入・インボイス制度のセミナー受講料、インボイス対応経理ソフト導入等

・申請書、チェックリスト、下記の添付書類が揃っています。

(1) 消費喚起対策・原油価格高騰対策の実施事業の費用明細が記載された請求書等のコピー

- (2) 支出を証明できる書類(振込明細・領収書等)のコピー(令和4年6月1日以降に支出した経費)

(3) 実施事業がわかる写真(成果物を含む)、チラシ、パンフレット、情報誌等の実績が確認できるもの
※DM等を顧客等に発送した経費については、送付先リストもご提出ください。

(申請時に実績書類がまだの場合は12月9日(金)までの提出で受付可。実績書類提出後の振込となります。)

(4) 助成金振込先口座の通帳のコピー(見開き1・2ページ目)等

・申請書に下記の内容を漏れなく記載しています。

- 事業所在地、事業所名、代表者氏名、連絡先等や、助成金の振込先を正しく記載しています。

・助成の取り消しについて承知しました。

次のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、既に交付された助成金については返還となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があったとき
②助成金交付の条件に違反したとき
③助成事業の実施について不正行為があったとき
④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

・応募に係る注意事項について確認しました。

①応募された書類等は返却しません。

- ②応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります。

③予算額の枠内で実施する事業のため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。

④採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。

⑤同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」や「新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金」の助成を受けている場合は、助成の対象外です。

上記、すべて確認、承諾しました。

令和 年 月 日

申請者氏名

印

(法人の場合は法人名・代表者氏名又は個人事業者の氏名)